第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事　業　者　排　出　量　削　減　計　画　書

	☑ 新規　　☐ 変更
（宛先）京都府知事	平成23年　9月　30日
住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 東京都港区東新橋一丁目９番地３号	氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） 日本通運株式会社 代表取締役社長　渡邉　健二 電話　03　－　6251　－　1111

主たる業種	運輸業　　細分類番号　4　4　1　1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則　☐ 第2条第１項第１号 ☑ 第2条第１項第２号又は第３号 ☐ 第2条第１項第４号
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで
基本方針	1．地球規模の環境問題・都市公害の改善に努める。 2．省資源・循環型社会の構築に努める。 3．教育･啓発活動に努める。
計画を推進するための体制	本社に環境問題担当役員を設置、京都支店総務課を環境保全責任課所として明確にし、従業員に環境保全の重要性を徹底する。

		基準年度（20～22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	増減率
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量					
	事業活動に伴う排出の量	7,104.1 トン	7,008.3 トン	6,914.6 トン	6,822.4 トン	-2.7 パーセント
	評価の対象となる排出の量	7,329.9 トン	7,008.3 トン	6,914.6 トン	6,822.4 トン	-5.7 パーセント
	目標の根拠	事業所の電気料金３％削減。軽油の消費量１％の削減。				

	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	増減率
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	倉庫	事業活動に伴う排出の量／延床面積（㎡）	14.09	13.90	13.71	13.53	-2.84 パーセント
		事業活動に伴う排出の量／（　）					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		取扱量は横ばいと勘案し、電気使用量の３％減。軽油の消費量の削減を図る。２３年以降１％の減。				

	基準年度（22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	備考
重点的に実施する取組の実施計画	50.0 パーセント	50.0 パーセント	50.0 パーセント	50.0 パーセント	電気消費量の削減

具体的な取組及び措置の内容	（２３）年度	電気消費量・自動車の燃費の適正管理
	（２４）年度	電気消費量・自動車の燃費の適正管理
	（２５）年度	電気消費量・自動車の燃費の適正管理
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	よりCO2排出量の少ない「移動」にチャレンジする「smart move（スマート・ムーブ）～地球にやさしい移動にチャレンジ！」キャンペーンの実施。
	上記の措置を採用する理由	「チャレンジ２５キャンペーン」の一環としてCO2削減に貢献するため。

	区分	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	備考
森林の保全及び整備，再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チャレンジ２５キャンペーン」に協賛。
特記事項	・ノー残業デーの設定による、夜間電力の削減 ・クールビズ・ウォームビズの設定 ・空調の適正温度設定（冷房２８℃・暖房２０℃） ・エコドライブの指導、教育

注１　該当する□には，レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は，レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは，統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは，計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは，基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。